

③ 出産おめでとう！



無事に出産を終えて、待ちに待った赤ちゃんとのご対面に、思わず頬が緩んでしまいますね。これから、赤ちゃんと一緒にいろいろなことを学びながら、ともに成長して、よい親子関係を築いていきましょう！



出生届の提出 (生まれた日を含めて 14 日以内)

持参する物	出生届(出生証明書付)、母子健康手帳、印鑑
届出先	届出人の所在地(住所地の他、里帰りなど一時滞在地も含む。)、父または母の本籍地、子どもの出生地のいずれかの市区町村

■ 問い合わせ先 ■
市民課 ☎ 0848-67-6175

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産された場合、出産育児一時金として42万円(40万4千円)が支給されます。出産育児一時金は、原則として分娩機関へ直接支払われる仕組み(直接支払制度または受取代理制度)になっています。退院時に分娩機関に支払う出産費用は42万円(40万4千円)を超えた差額だけで済み、市役所の窓口で申請する必要はありません。

【出産育児一時金の額】

- 産科医療補償制度対象の分娩機関で出産した場合:42万円
- 産科医療補償制度対象外の分娩機関で出産した場合:
40万4千円

※ただし、次の場合は市役所の窓口で申請が必要です。

申請が必要なケース	①直接支払制度または受取代理制度を利用したが、分娩費用が42万円(40万4千円)を下回る場合→差額分を申請します。 ②直接支払制度または受取代理制度を利用しない場合→分娩機関で費用を全額支払い、出産後に出産育児一時金を申請します。
持参する物	保険証、母子健康手帳、印鑑、振込先口座がわかるもの、分娩機関が発行した領収書または請求書(産科医療補償制度対象分娩の場合、所定の印が押されたもの)、分娩機関が発行した直接支払制度の合意文書
備考	以前、会社などの健康保険に1年以上加入していた方で、その保険脱退後6か月以内に出産した場合は、以前加入していた健康保険に「出産育児一時金」を請求することができます。

■ 問い合わせ先 ■
保険医療課 ☎ 0848-67-6050

低体重児の届出

お子さんの出生時の体重が2,500g未満の場合、母子保健法により届出が必要です。該当する場合は、出生後のなるべく早い時期に届出をしてください。

持参する物	印鑑、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(お母さんと生まれたお子さんの個人番号が確認できるもの)、本人確認ができる運転免許証など
-------	--

※出生時の体重が2,000g以下、または対象となる症状のある赤ちゃんが、指定された医療機関で入院治療を受けた場合、未熟児養育医療費の助成対象となります。詳しくはP12をご覧ください。

■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課 ☎ 0848-67-6061
本郷保健福祉センター ☎ 0848-86-3609
久井保健福祉センター ☎ 0847-32-8551
大和保健福祉センター ☎ 0847-34-0960

赤ちゃん訪問

保健師が訪問し、産後の体調管理に関する相談、赤ちゃんの体重計測、育児相談を行います。また母子保健推進員の訪問では、子育て情報の紹介を行っています。早めの訪問を希望される場合は、ご連絡ください。



■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課または各保健福祉センター ☎ 上記の問い合わせ先

離乳食教室

食習慣の基本をつくる離乳食をスムーズに進められるよう講習会を開催しています。離乳食の基本から具体的な調理法を学習します。母子健康手帳・筆記用具を持参してください。

■ 問い合わせ先 ■
保健福祉課または各保健福祉センター ☎ 上記の問い合わせ先

